

とは交換公文にも議事録にも一切残さないことにしたい」と付言した。

岡崎代表は、米国政府が日本政府の意見を容れたことを謝し、いろいろ意見はあつても新案文に手をつけないためそのまま呑むことにすると答えた。

ラスク代表は、総理が憲法上や内政上困難があるにもかかわらず米国政府の要望にそうべく努力されたことは感謝にたえないところであり、今や米国政府は現内閣を困難な地位に追い込むようなことをすべきでないと考えるにいたつたのである、といい、岡崎代表は、総理はじめ閣僚が統合司令部や米人司令官の必要性・緊急事態下における両国協力措置の緊要性について見解を同じくしており、日米協力にたいしなんな懸念の要のないことを保障したいとのべ、ジョンソンは、このように米国政府が日本国政府の要望に応じたのはリッジウェイ総司令官からワシントンに日本側の要請を支持してやつたことがあずかつて力があつたと思う。このことを総理に伝えてほしいと言葉をはさんだ。

こうして協定第24条－原案では第22条－の案文は妥結したのであつた。

この間、総理がいかように岡崎代表を督励されたかは「回想十年」第3巻(pp.133～135)で総理自ら詳しく物語っておられる。ご参照ありたい。

第二節 協定の内容

協定は、前文と本文29箇条から成る。交換公文が1つついている。

第1条は、協定に使用されている「合衆国軍隊の構成員」・「軍属」・「家族」という字句の定義を定める。

第2条は、合衆国軍隊の使用に供する施設および区域の決定しかたを定める。決定は日米両国政府の合意によつてなされる。個々の施設およ

び区域に関する合意がこの協定の効力発生の日までに成立・実施されていないものについては、この協定によつて設置される合同委員会によつて協議決定する。いずれか一方の要求があれば提供取極を再検討し、施設および区域の返還または新たな提供を合意する。施設および区域でこの協定の目的のため必要でなくなったものは、いつでも日本に返還される。また、射的場や演習場のような必ずしも常時合衆国軍隊によつて使用されないものは、日本の政府当局および国民が臨時に使用することができ、かつ、かような施設および区域にこの協定の規定をどの程度適用するかは、合同委員会で決定する。

なお、付属の交換公文で、平和条約発効と同時に占領徴発は終了し、爾後は両国政府間の合意の基礎のうえにのみ合衆国軍隊は施設および区域を使用することができる旨を明らかにし、かつ、施設および区域の決定を至急に行うため予備作業班を設け作業班の決定はその成るにしたがつて実施に移すべきことを定める。そして最後に、上記施設および区域の決定および準備に当つて避けがたい遅延が生じ平和条約の発効後90日以内に合意が成立しない場合には、合衆国軍隊による使用の継続を日本国は許す旨明らかにする。この最後の点が行政協定交渉においてわが方が最後に譲歩した点であること前項で説明したとおりである。

第3条は、施設および区域内およびその近傍で合衆国がもつ権利・権力・権能を定める。これらの権利・権力・権能を施設および区域外で行使する場合には、合同委員会を通じて両政府間に協議すべきものとする。

第4条は、施設および区域の返還の場合には、それが合衆国軍隊に提供されるときの状態に回復しないでよろしいこと、および、施設および区域に加えられた改良または残された建物等にたいし合衆国に補償の義務のないことを明らかにする。

第5条は、合衆国の船舶および航空機が無料で日本の港または飛行場に入出できること。合衆国の船舶・航空機・車輛および合衆国軍隊の構成

員・軍属・家族がその使用する施設および区域に出入し、その間を移動し、ならびに施設および区域と日本の港の間を移動できることを明らかにする。

第6条は、日米双方の航空交通管理および通信の体系の間に緊密な協調を保持しその発達をはかることを定める。

第7条は、合衆国軍隊が日本の各省庁と同様の条件で日本の公益事業および公共役務を利益しうることを定める。

第8条は、現に日本が提供している気象観測上の協力を現在の手続でひきつづき提供することを明らかにする。ただし、この手続は随時両政府間で合意する変更または日本が国際民間航空機関もしくは世界気象機関に加入する場合その結果として生ずる変更をうけることになっている。

第9条は、合衆国軍隊の構成員・軍属・家族の入国について規定する。これらの者は、日本の旅券に関する法令の適用を受けず、また、外国人の登録および管理に関する日本の法令の適用も受けない。しかし、軍隊構成員の場合には身分証明書または旅行命令書を携行しなければならないし、軍属および家族の場合には、合衆国当局発給の適当な文書を携行しなければならないとされる。上記の者が入国後身分に変更があり上記の権利をもたなくなつたときは合衆国はその旨日本に通告し、かつ、日本の要求があるときは、相当の期間内に帰国させねばならないとする。

第10条は、車輛に関し規定する。駐屯軍と日本人の日常生活で自動車に関係する面が大きいのでその運転許可証や登録番号標等について規定している。

第11条は、輸入に関する規定である。合衆国軍隊・その公認の調達機関、またはPXのような機関が軍隊の公用のため、または、軍隊の構成員・軍属・家族のため輸入する物品は原則として関税その他の課徴金を免除される。そのほか、関税手続上の詳細な事項ならびに日本税関当局が執

行する法令にたいする違反行為の防止のための日本当局と合衆国軍隊間の協力に関する詳細な事項を規定している。

第12条は、合衆国軍隊の日本における物や役務の調達について規定する。物資や労務の調達で日本の経済に不利な影響を及ぼすおそれのあるものは、日本の権限ある当局と調整したうえ、かつ、望ましいときは権限ある当局を通じて、または、その援助をえて調達することになっている。また、物資の調達については内国税の免除を原則とする。また、労務の調達については直接雇傭か間接雇傭かのいずれとも限定しないで現地の労務にたいする需用は日本の援助をえて実情に則して充足すべきものと規定する。

第13条は、合衆国軍隊が日本で所有・使用・移転する財産について課税されないこと、および、合衆国軍隊の構成員・軍属・家族が日本の所得税の課税をうけないことを明らかにする。もつとも、この免除は、日本における投資のため、もしくは、事業を行うため所有される財産または日本で登録された無体財産権には適用されない。また、私有自動車にたいする自動車税は免除されない。

第14条は、合衆国軍隊との契約の履行のみを目的として日本にくる通常米国居住者にたいし本協定の特定の条項の利益を享有させる趣旨の規定である。当初、先方はこれらのものも軍属として取りあつかうよう希望したが、わが方がこれらのものの活動に必要な限度においてのみ協定の利益をあたえとの立場を堅持した結果、この条を設けその取りあつかいをひとまとめにしたものである。先方は、交渉中、米国政府としては、従来どおり、できるだけ現地の業者で間にあわせる方針でどうしてもそれができない高度の専門技術を必要とする場合だけ本国から呼びよせることとする旨説明した。

第15条は、合衆国軍隊が施設および区域のなかに構成員・軍属・家族のためPXとか社交クラブ等を設けることができることを規定する。これら

の設備は、原則として日本の規制や課税に服さない。また、合衆国軍隊が公認し規制する新聞が一般公衆へ販売される場合には日本の規制や課税に服さなければならない。また、これら設備に雇傭される労務者の労働条件や労働者の保護などについても原則として日本の法令にしたがわねばならないとする。

第16条は、日本の法律を尊重し、および、この協定の精神に反する活動とくに政治的活動を慎しむことが合衆国軍隊の構成員・軍属・家族の義務であることを明らかにする。

第17条は、刑事裁判権に関する規定である。施設および区域の内外を問わず日本人は日本の裁判権に、また、合衆国軍隊の構成員・軍属・家族は合衆国の裁判権に服する。

1951年6月19日の北大西洋条約当事国間に締結された軍隊の地位に関する協定は、派遣国の軍当局は自国の軍法に服するものにたいし裁判権を有し駐在国の当局は自国領域内で行われ、かつ、自国法で処罰される犯罪にたいし駐在軍の構成員・軍属等にたいし裁判権を有するという原則のうえに立ち、派遣国の軍当局は派遣国の法律では処罰されるが駐在国の法律では、処罰されない犯罪について専属的な裁判権を行使し、駐在国の当局は自国の法律では処罰されるが派遣国の法律では処罰されない犯罪について駐在軍の構成員・軍属等にたいし専属的な裁判権を有する、そして、双方の裁判権が重複している場合は犯罪の種類によって第一次の裁判権を有する国を定めている。この方式は各自の軍隊をもっている同盟国の間で一国の軍隊が他国に駐在する場合に起る裁判権の関係について相互平等の主義を徹底させた斬新な方式である。協定交渉に当たってわが方がこの方式の採用をつよく主張したにたいし先方は地位協定が合衆国についてまだ効力を発生していないこと、および駐在米軍人等が平和条約発効と同時に一夜にして占領軍の特権的地位から同盟軍の地位へ急激な変化をうける心的準備ができていないことなどを肯んぜず、

結局地位協定発効の場合は直ちにこの方式に切り替えるとの約束(第17条)を取りつけて暫定方式として本条改定的方式にわが方が同意したこと、前項ですでに説明したとおりである。

過渡期間における刑事裁判権行使の大綱は、つぎのとおりである。

合衆国軍隊の構成員・軍属・家族(日本の国籍だけをもっているものを除く)が日本で犯す罪については合衆国が専ら裁判権を行使する。日本人は、施設および区域の内たると外たるとを問わず、その犯した罪について合衆国の裁判権に服することはない。日本の当局は、施設および区域の外で合衆国軍隊の構成員・軍属・家族を犯罪の既遂または未遂について逮捕することができる。しかし、合衆国軍隊に引渡さねばならない。合衆国当局は、施設および区域の内で専属的逮捕権を有し、逮捕した日本人は要請に基づいて日本の当局に引渡さねばならない。双方の当局は、各自の裁判所における刑事訴訟のため証人および証拠を提供することについて協力し、かつ、捜査を行うことについて相互に援助しなければならない。日本の当局は、合衆国軍隊が使用する施設および区域内にあるもの、もしくは、財産について、または、所在のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について捜査または差押えを行うことができない。合衆国の当局は、日本の当局の要請がある場合にはその権限の範囲内でこの捜査および差押えを行いその結果を日本の当局に通知する。日本の当局は、合衆国軍隊が使用する施設および区域外で合衆国軍隊の構成員・軍属・家族の身体または財産について捜査または差押え行うことができない。ただし、日本の当局が逮捕できるものに関する場合および捜査が日本の裁判権の下にある犯人の逮捕のため必要な場合はこのかぎりでないとする。そして、日本人の最も関心をもった点すなわち日本の法令に違反する犯罪を犯した構成員・軍属・家族にたいしては、合衆国の軍事裁判所および当局がこれらを裁判し、処罰する意思と能力をもっており、また、合衆国軍隊の構成員・軍属・家族が犯したと認められる犯罪で日本の当局

から通告があるもの、または、合衆国の軍事裁判所および当局が発見するものを捜査し処罰する意思と能力をもっていることを明らかにする。また、合衆国政府は、これらすべての事件について、その軍事裁判所が行った処分を日本の当局に通告することを約束し、かつ、日本政府が合衆国の裁判権放棄をとくに重要と認めるものについて、日本の当局が放棄を要請するときは、この要請に好意的な考慮を与える。裁判権が放棄されるときは、日本が裁判権を行使できることになっている。

最後に、北大西洋条約の地位協定が行政協定の発効から一年以内に効力を生じない場合には、日本の要請をまつて、合衆国軍隊の構成員・軍属・家族が日本で犯した罪にたいする裁判権を再検討することが約束されている。

第18条は、民事裁判権に関する規定である。民事裁判権は日本にある。

両政府は、軍隊の構成員または政府職員が公務執行中に蒙った負傷または死亡については、それが公務執行中の他方の軍隊構成員または職員によるものであるときは、相互に請求権を放棄する。両政府は、日本で所有する財産については、その損害が公務執行中の他方の軍隊構成員または政府職員によるものであるときは、相互に請求権を放棄する。

公務執行中の合衆国軍隊の構成員もしくは被用者の作為・不作為または合衆国軍隊が法律上責任を負うその他の作為・不作為・事故で非戦闘行為にともなつて生じ第3者に損害を与えた場合には、日本が日本の法令にしたがつて捜査・解決または裁判し、決定された補償金は日本で支払い、後日両政府が合意した条件で両国が分担する。両政府は、問題の人員が公務執行に従事していたかどうかを決定することができる。他方がこの決定に同意しないときは、合同委員会で協議決定する。

最後に、日本人の最も関心をもった他の一つの点すなわち日本における公務執行でない不法の作為・不作為でないものから生ずる合衆国軍隊

の構成員または被用者にたいする請求については、日本の当局で当該事件に関するすべての事情を考慮して公正に請求を審査し補償金を査定し報告書を作成し合衆国の当局に交付する。合衆国当局は遅滞なく慰謝金を支払うかどうか、支払う場合にはその額を決定する。請求人がその請求の完全な弁済として受諾するときは、合衆国当局は自らその支払をし、その旨を日本の当局に通知する。請求の完全な弁済として支払がなされないかぎり軍隊構成員または被用者にたいする日本裁判所の裁判権は影響をうけない。合衆国の軍隊および当局は日本裁判所における民事訴訟について証人および証拠の提出ならびに施設および区域内における日本の法律にもとづき強制執行に協力する。

また、合衆国軍隊の物資および労務の調達に関する契約から生ずる紛争で契約当事者によつて解決されないものは、合同委員会の調停に付することができる。

第19条は、為替管理に関する規定で、合衆国軍隊の構成員・軍属・家族は日本の為替管理に服する。ただし、合衆国の公金と軍隊構成員・軍属の給与およびこれらのもの、その家族の日本外における源泉から取得する資金は自由に送金することができる。また、この特権が濫用されないよう合衆国の当局は適当な措置をとるべきものとする。

第20条は、軍票について規定する。軍票の使用にともない弊害の生じるのを防ぐため詳細な規定を設けている。

第21条は、軍事郵便局について規定する。合衆国は、施設および区域内に軍事郵便局を設け軍隊構成員・軍属・家族はこれを利用することができる。

第22条は、日本に在留する米国人を予備役に編入する場合の規定である。

第23条は、両国が合衆国軍隊・その構成員・軍属・家族ならびにこれらのものの財産の安全を確保するため随時必要となる措置を協力してとるこ

とを規定する。

第24条は、日本区域で敵対行為が起り、または、起りそうになった場合について規定する。このような場合には、両国政府は、日本の防衛に必要な共同措置をとるため、および、安全保障条約第1条の目的を遂行するため、直ちに協議することになっている。

第25条は、経費に関する規定である。要約すれば、日本は(イ)協定の継続期間中合衆国の使用する施設および区域を合衆国に負担をかけないで提供し、施設および区域の所有者および提供者に補償を支払い、また(ロ)定期的に再検討した結果新たな取極ができるまでの間、合衆国が輸送その他の役務や需品を日本で調達するため、年額1億5,500万ドルに相当する円貨を提供し、その他はすべて合衆国が負担することになっている。

第26条は、合同委員会に関する規定である。協定の実施に関し協議を必要とする事項とくに施設および区域の決定と変更について協議機関として両国それぞれ1名の代表者(代理および必要な職員を付ける)をもって構成される合同委員会を設置することになっている。合同委員会で処理できない問題は政府間交渉に移される。

第27条は、協定の発効に関する規定で協定が安全保障条約と同時に実施されるものであることを明らかにする。同時に、実施のため予算または立法上の措置を必要とするものについては、両国は所要の措置を立法機関に求めることを約束している。

第28条は、協定の改正に関する規定である。いずれの当事国もいつでもどの条についても改正を申しでることができ、その場合には適当な経路を通じて交渉しなければならないことを定めている。

第29条は、有効期間に関する規定で、効力発生の場合と同よう、安全保障条約が有効である間協定は有効であるとする。

なお、交渉妥結の経程において協定の多くの条項について両国の一方

からその解釈または実施ぶりについて意見または希望を開陳し、相手方がこれに同意または了承を与えた。これらの意見や要望は、すべて、1952年2月26日の最終会議の公式議事録に収録されていて協定の実施に当って欠くことのできない指針と成っている。(註)

(註) これは「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の協議のための合同会議公式議事録」(1952年2月26日)と称するもので、その和文および英文は付録17に収録してある。御参照ありたい。

第三節 結 語

行政協定は、合衆国軍隊の日本国内駐屯の条件を定めるもので一般国民の日常生活ときわめて密接な関係をもつものであつて、したがって両国間に最も友好的な相互信頼の関係がないかぎり所期の実効を挙げえない性質のものである。このような認識のもとに双方は交渉に当って権利を主張し合うよりか両国の関係の将来を勘案して実状に即し最も適当と思う条文案を出しあい互いに相手の意向を理解することに努める態度をとり、こうして一般国民の納得をえる合理的でプラクテカルな協定を作成しよう努力したものである。協定の手本としては北大西洋条約の軍隊の地位に関する協定があつた。しかしながら、地位協定が未発効であつたことと、合衆国が在日合衆国軍隊の地位が平和条約の発効により一夜に激変をうけることを回避するよういくらかの猶予期間をもつことをつよく要望したところから必ずしもすべてがわが方の所期したとおりにならなかつたことは事実である。また、日本が国軍をもたず、したがって、軍隊の使用する「施設および区域」なるものも日本にはないために条文の起草に当って北大西洋条約の地位協定をそのままもつてくることもできない場合があつた—こうして協定を通読すると、日本ばかりがgive and giveすることになる印象をつよめる—ことも見逃